



税と地域の情報誌

SHINJUKU

3

2021
vol.212

企業にも街にも活気 地域をつなぐ法人会



連載 IT 「営業活動の“オンライン化”」(商談編)

小冊子 「就業規則変更の実務ポイント」
プレゼント 「ここが変わる!ことしの税制改正」

 公益社団法人 **新宿法人会**

C O N T E N T S

**令和2年度
中学生の「税についての作文」入賞作** …… 1~2

**営業活動の“オンライン化”
Part 2 (商談編)** …… 3~6

連載 税金なんでも Q&A Vol.33
確定申告書に押印が不要になるって、
ホントですか? …… 7

行動する法人会
令和3年度税制改正に関する提言 …… 8

令和3年度 税制改正大綱
法人会の税制改正提言 …… 9~10

連載 健康ひろば Vol.24
脳梗塞のお話 …… 11

連載 実践! 税務調査
業態の確認(喫茶店 その②) …… 12

税務署だより
確定申告のお知らせ …… 13

都税事務所からのお知らせ
法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を
変更します/自動車の移転手続き・廃車手続きは
お済みですか? …… 14

部会だより
女性部会主催 新宿税務署副署長 特別講演会
「ニュースで分かる国際課税」 …… 15

東法連 特定退職金共済制度のご案内 …… 15

チラシ同封サービス会員支援特別企画!! …… 16

新入会員紹介/小冊子プレゼント …… 17

**3月・4月法人会イベント/
おすすめ本/珈琲たいむ** …… 18



新宿の街の風景 7

— 小滝橋から満開の桜越しに北新宿四丁目を望む —

表紙イラスト・松井伸佳(まつい のぶよし)
1956年生まれ・武蔵野美術短期大学卒業。1981年小島良平デザイン事務所を経て、フリーランス・イラストレーター。リアル表現を柱に広告・パッケージ媒体において、手描きスタイルに拘って活動中。

令和2年度 中学生の

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が共同で実施している中学生の「税についての作文」に、令和2年度は5校296編の作文が寄せられ、厳選なる選考の結果、掲載の16編が入賞されました。「新宿法人会会長賞」には、落合第2中学校3年生石塚拓海さんが受賞されました。例年執り行っている表彰式は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため残念ながら開催を取止め、受賞者には表彰状と記念品が贈られました。

- 東京納税貯蓄組合総連合会会長賞**

税を知ること 新宿区立落合中学校 三学年 青葉 理多
- 新宿税務署長賞**

納税をするときのこと 新宿区立落合中学校 三学年 堀 千紘

コロナ下だからこそ 新宿区立新宿中学校 三学年 崎山さくら
- 新宿都税事務所長賞**

固定資産税と所得税。 新宿区立落合中学校 三学年 若杉 英史
- 新宿区長賞**

税金と公平性 新宿区立落合中学校 三学年 高島さやか
- 新宿納税貯蓄組合連合会 会長賞**

税と感染症と私達 新宿区立新宿中学校 三学年 國井 咲綾
- 東京税理士会新宿支部 支部長賞**

税金は私たちの財産 新宿区立新宿中学校 三学年 新徳 圭
- 一般社団法人新宿青色申告会 会長賞**

税を払う意味 目白研心中学校 三学年 伊藤 誠浩
- 公益社団法人新宿法人会 会長賞**

「税の裏に」 新宿区立落合第二中学校 三学年 石塚 拓海
- 新宿間税会 会長賞**

税とは何か。 新宿区立西新宿中学校 三学年 渡邊 琉衣
- 新宿酒販懇和会 会長賞**

一人一冊の教科書を違う形で 新宿区立落合中学校 三学年 宮坂 愛
- 新宿納税貯蓄組合連合会 優秀賞**

消費税を上げるか下げるか 新宿区立落合中学校 三学年 中山創太郎
- 新宿納税貯蓄組合連合会 佳作**

税金について 新宿区立落合第二中学校 三学年 菅 みなみ

税と少子高齢化 新宿区立落合第二中学校 三学年 水野 光綺

災害と税 新宿区立新宿中学校 三学年 岩田 悠花

経済を税で上手く回す 目白研心中学校 三学年 鈴木十和子

公益社団法人
新宿法人会
会長賞

「税の裏に」

新宿区立落合第二中学校 三学年

石塚 拓海

「この値段だと利益は無いな。」父はよくこう声を漏らしていた。

両親は開店から約六十年も経つスーパーで働いていて、その為僕はよく手伝いに行ったりしていた。その中で父は仕入れた野菜の値段を決めていた。しかし、豪雨や地震、冷害などが起こると不作となり仕入れ値が上がることであり、店の販売額も上がる、さらに消費税が加算されるため店側の利益はほぼ無いことになってしまう。だから父はそう声に出していたのだ。そういった光景を見ていたので僕は税が無ければお客さんも安価な値段で買え、お店の利益も上がるのではないかと考えていた。しかし、今回税について調べていく中でその考えが打ち消された。それは、この税があるからこの社会が成り立っていることを知れたからだ。

つい最近では九州で豪雨により甚大な被害を受けた。そうなる、被害を受けた地域は不作となり例によって売値

も上がる。以前の僕なら「税が無ければ」そう考えていただろう。でもこの税によって被害を受けた地域を立て直すことができるのである。実際政府も多額のお金を復興資金に使うことを予定した。よく考えれば、まず災害から復興できなければ、農作物の収穫さえできない。そうならば本当の意味で店の利益がなくなってしまう。とても簡単なことだった。

そして僕はもう一つ考えを改めることができた。それは、お客さんに対する気持ちや感謝についてだ。僕がスーパーを経営しているわけでもないのにこんな言い方は失礼かもしれないが、スーパーに来てお買い物をしてくださる方々は、店や両親の利益のもとになっているだけでなく、税という面で僕たち子供の未来のために協力してもらっているのだ。だから僕たちは、これほど安全・快適に整った環境で学習することができているのだ。おそらくこれは、スーパーに限らず色々な場所で成り立っているだろう。

僕たち子供は、「未来の日本の宝」と言われるが、まだ直接的に社会や政治に関わることは少ない。でもこの「税」は国民、一個人と日本をつなぐ唯一の存在なのだ。以前の僕のように、税について知らない人は子供に限らず多くの人がいるだろう。だからまずは学ぶこと、それがこれからの日本を発展させる一つの方法だと思つた。

「税に関する絵はがきコンクール・標語」について

例年小学生を対象に開催している「税に関する絵はがきコンクール」並びに「標語」は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度の開催は取止めとなりました。



営業活動の “オンライン化”

Part2

「商談」編

～オンライン商談のデメリット克服法～

「営業活動のオンライン化」の2回目は、
“商談”を取り上げます。
「オンライン商談では受注率が悪化する」とお悩みの方に向けて、
その問題を克服するポイントをご紹介します。

解説／WizBiz 株式会社 取締役ビジネスマッチング部長 岡本一展

オンライン商談の可能性を探ろう！

皆様は、現在、オンラインでの商談をどの程度なさっていますか？

私は、毎月20～30社の新規商談を行います。今ではその全てがオンラインになりました。

その結果、出張や移動時間も無くなり、受注率もほとんど変わりませんので、オンライン商談による仕事の効率化を大いに実感しています。

しかし、「オンラインになったことで商談の質が落ち、受注率が悪化している」という声も耳にします。確かに、高額な商品や実物を見てもらう必要がある商品の場合、オンラインだけで商談を完結するのは難しいかもしれません。それでも、商談の一部だけでもオンラインに切り替えることができれば、今よりも効率化が図れるのではないのでしょうか。

オンライン商談でも対面と変わらない受注率を保つためのポイントを4つの視点で解説します。

ぜひこの視点で自社の営業活動をチェックし、オンライン化に備えましょう！



1 自己紹介の強化

オンライン商談では、名刺交換やアイスブレイクがなく、簡単な自己紹介だけで、いきなり本題に入ることが多くなりがちです。その結果、相手の警戒心が溶けないまま商談が進みますので、肝心のことをヒアリングできずに終わり、次の商談に繋げにくくなります。

この状況を解消するには、**冒頭の自己紹介やアイスブレイクのための時間を十分に確保することが大事**です。

ただ、対面であれば、天候のことや駅から会社までの間に見聞きしたこと、その会社の受付や社内・社員の雰囲気、応接室にある書籍や掛け軸、受け取った相手の名刺に書かれている情報など、たくさんのインプットがあります。そのため、そこまでの事前準備をしなくても自然な流れで世間話を切り出し、お互いに会話がしやすい雰囲気を作り出すことができます。

しかし、オンライン商談ではそれらの情報が皆無です。だから、対面以上に**事前にホームページなどで相手の会社のことを詳しく調べたり、担当者のこともFacebookなどでできるだけ把握して、どういう話を切り出して場を和ませるのかを十二分に考えて準備することが欠かせません。**

また、その後の自己紹介には、**名刺代わりに1枚スライドを用意することをオススメ**します。

その内容は、会社名や部署、役職など、名刺と同じ情報はもちろんですが、それだけではなく、これまでの経歴や経験、専門分野、そして、年齢や出身地、出身校、家族構成などのプライベートな事も含めて、簡単にまとめた自己紹介シートです。そうした話を最初にきちんとお伝えすることで、相手が共通点を見出し



やすくなり、その後の商談にスムーズに進めやすくなる可能性が広がります。



15秒で自己紹介するオンライン専用の動画もあります。スマホをかざして読み取ってください。

2 プレゼン方法の見直し

次に、相手の反応や温度感が分かりづらいこともオンライン商談が難しいと言われる要因のひとつです。その結果、つい一方的なプレゼンテーションになることが少なくありません。気がつけば10分以上も一方的に話をしてしまい、相手がほとんど聞いていなかった、ということも充分にあり得るのです。これでは商談がうまくいくはずがありません。

そのため、**対面のとき以上に、相手とのコミュニケーションを図りながらプレゼンテーションを行うことが大切**です。途中で質問を投げかけたり、相手の反応や理解度合いを確認するなど、**相手の様子を伺いながらプレゼンテーションを進める**流れに見直してみましょう。

また、**画面共有で資料を表示する場面も多くなりますが**、お客様が見ている画面の大きさによって伝わりやすさや見やすさが変わります。そのため、ノートパソコンやタブレットなどの小さい画面であることを想定して、**大きな文字で、1ページの情報量も減らし、相手に伝わりやすい資料に見直す必要があります。**いまお使いの資料が「見やすさ」「伝わりやすさ」という点で問題ないか、実際に画面表示をしてチェックしてみましょう。



営業活動の“オンライン化”

③ 商談ステップの見直し

次の問題は、人間関係や信頼関係を築くことが対面に比べて難しいことです。これは、オンライン商談の成功率が低くなる直接的な要因にもなっていると感じます。

それを補うポイントは「接触頻度」です。具体的には、対面であれば1回1時間程度の面談だったものを、例えば1回30分で良いので2～3回の面談を短期間に行う方法に変えるのです。

短い時間であっても、短期間のうちにオンライン商談を繰り返すことでコミュニケーション量が増え、人間関係・信頼関係が築きやすくなります。面談回数が増えるため手間は掛かるかもしれませんが、しかし、移動時間や1回の面談時間は短くなるため、全体としては営業工数は大幅に増えることはありません。

また、オンラインの特性を活かせば、工場や生産現場をお見せしたり、すでに導入されている現場をお見せしたり、既存のお客様に協力いただいて商談に少しだけ参加いただくことなども可能になります。対面では不可能だったこういったことを2回目、3回目の商談に組み込むことで、商談の成功率を高めることができるかもしれません。

対面とオンラインでは、商談の場で提供できるものが変わります。むしろ、オンラインのほうが提供できるものが増える可能性があります。その可能性を探り、現在の商談ステップの見直してみましょう。

対面

移動時間・商談時間が長くなりがち

紙の資料



オンライン

オンラインの特性を活かす

工場や現場などの動画をお見せするなど



④ キャンセル防止

対面に比べて、オンラインではアポイントのキャンセル率は高くなる傾向があります。

その対策を漏れなく打つことがポイントになります。

オンライン商談におけるキャンセル理由の多くは、ほとんどが「日程間違い」や「失念」です。これには理由があります。対面では相手の会社に訪問することになるため、仮にお客様が「失念」していたとしても、会社にいらっしゃりさえすれば面談は叶います。しかしオンラインの場合、指定の時間になったらお客様からZoomなどのツールに入室いただく必要があります。そのため、もし「失念」されていたらいつまで経っても入室することなく、それまで行っていたデスク仕事や会議などを続けてしまわれることになるのです。

そのため、前日あるいは当日の朝に、「明日（本日）、宜しくおねがいします」という趣旨のご連絡と、改めてZoomなどの接続方法をご案内するメールをすることが肝心です。とてもシンプルな対策ですが、こういった細かなことを行わない会社や営業マンは案外多いのです。

加えて、緊急連絡先を予め交換しあっておくことで、もしもの場合のキャンセルを防いだり、日程変更をスムーズに行うことができます。アポイント獲得時に、こちらの携帯電話もお伝えした上で、「直前でのご予定変更やシステムの不具合などがあった際にはご連絡ください。念のため、〇〇様の緊急連絡先もお教えいただけますか？」とお伝えすることで、スムーズな交換が可能です。

皆様の会社でも、こういったキャンセル防止の手が打たれているか、是非チェックなさってみてください。



すぐに
できる!

「オンライン商談」3つのコツ!

すぐにできる、オンライン商談のコツをご紹介します。
いずれも簡単なことばかりですので、明日からでも実践してみましょう!

1 周囲の雑音に注意しよう!

一番に気をつけたいのが「周囲の雑音」です。

特に、オフィスでオンライン商談を行う場合、周囲の話し声（特に笑い声）やドアの開閉音、電話の着信音などは、こちらが思っている以上に相手に伝わりやすく、肝心のお話しが聞き取りにくくなるだけでなく、不快な気持ちにさせることも少なくありません。

そのため、会議室や自宅の書斎など、周囲に雑音が無いところを選んでオンライン商談に挑むことを心がけましょう。

2 話す速度を相手に合わせよう!

「会話の速度」も大事なポイントです。対面に比べて言葉が伝わりにくく、また通信環境によって聞き取りにくくなることもあるため、早口で話してしまうのは禁物なのです。

オンライン商談での会話の速度が早い場合と遅い場合で比較すると、遅いほうが受注率が高くなった、という調査結果もございます。

そのため、相手の速度と同じか、それよりもゆっくりに話すことを心がけましょう。

3 商談間隔を短くしよう!

さらによくあるもう1つの失敗は、1週間も経つと相手の温度感が驚くほどに下がってしまっていることです。対面に比べれば、どうしても印象に残りにくいことが原因です。

それを回避するには、「商談間隔」を短くすることです。

次回商談のアポイントを取る場合も、1週間も空けずに、2~3日後などにします。

対面に比べれば、相手も時間調整がしやすいメリットがありますので、それを活かして短期間で繰り返し接触をはかり、相手の温度感を冷まさない受注にまで繋げる計画をしましょう。



WizBiz 岡本先生

オンライン商談は「アポが採りやすい」「商談スピードが早まる」などメリットも多数あります。上手に駆使して営業強化に役立てましょう!

次回の予定

営業活動の
“オンライン化”

Part3 「事例」編

連載

I

T

税金

なんでも

Q&A

事業主の方、企業等の経理に携わっている方々からの相談が多い事例を中心に、税理士の山本高志先生がズバリお答えします。

vol.33

確定申告書に 押印が不要になるって、 ホントですか？

東京税理士会
新宿支部 副支部長 税理士 山本 高志

Yamamoto
Takashi

平成22年7月から1年間、新宿税務署長を務め、平成23年、税理士事務所を開設。専門誌に、「終末への税務の備え」、「税理士制度クロニクル」、「条説税理士法案内」、「新宿の鼠」などを連載。法人会では、「はじめての簿記」講座などの講師を担当。

TEL : 03-5989-1846 FAX : 03-5989-1847



Q 確定申告書などの税務書類に押印不要となったと聞きましたが、そのことについてご教示いただきたいと思います。

A 昨年来のコロナウイルス感染症の感染防止に向けたテレワーク推進が奨励されている中で、官公庁に提出する書類に押印するため、あるいは行政窓口に行く必要があるためテレワークができないということのないよう、規制改革に関する答申が出され、昨年12月21日に閣議決定された令和3年度税制改正大綱の中に、「税務関係書類の押印義務の見直し」が明記されました。

Q 税務署に提出する書類はすべて押印不要とされたのですか？

A いえ、酒税を含む国税関係の手続きではすでに廃止されたのは12手続き、廃止の方向で検討中されている申請・申告・届出書などは1,000を超えるということですが、相続税申告をはじめ16手続きが押印存続の方向で検討されています。

Q 押印が存続される手続きとは、どういうものなのでしょうか？

A ①担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付

を求めている書類、例えば、土地を担保として延納や猶予の申請をする場合に必要となる土地所有者による抵当権設定登記承諾書・印鑑証明書の添付、または第三者の保証人を立てる場合に必要な当該保証人の保証書・印鑑証明書などです。

それと、②相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割協議に関する書類で、遺産分割協議書への共同相続人等の押印などとされています。

Q この押印不要の取扱いの適用開始はいつからでしょうか？

A 原則的には、令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類とされていますが、国税庁では昨年12月21日にホームページで「税務の窓口における押印の取扱いについて」という情報を掲載し、「…全国の税務署窓口においては、本件見直しの対象となる税務関係書類について押印がなくとも改めて求めないこととします」と前倒しの適用を表明しています。

ですから、令和2年分所得税及び消費税の確定申告書など、見直し対象の税務関係書類は押印なしで提出できることになっています。

行動する法人会

令和3年度税制改正に関する提言

全法連では、令和3年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自民党

11月5日 ▶ 予算・税制等に関する
政策懇談会(税務・中小企業)

財政・金融・証券
関係団体委員長
古賀 篤氏 他



公明党

11月17日
▶ 税制改正要望等ヒアリング

財政金融部会長
太田 昌孝氏
他



立憲民主党

11月18日 ▶ 会派 財務金融部会
税制改正要望ヒアリング

財務金融部会長
牧山 ひろえ氏
他



国民民主党

11月19日

税制調査会長
大塚 耕平氏

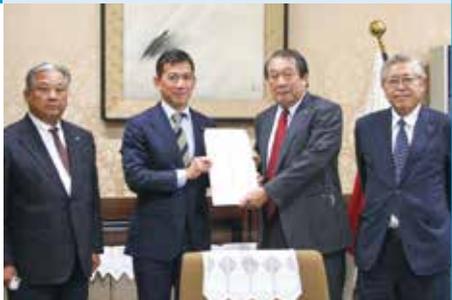


左から
田中税制副委員長、
大塚税制調査会長

財務省

10月14日

財務副大臣
中西 健治氏



左から 田中税制副
委員長、中西副大臣、
飯野税制委員長、松
崎専務理事

国税庁

11月26日 ▶ 表敬訪問

長官
可部 哲生氏
次長
鍮水 洋氏
課税部長
重藤 哲郎氏

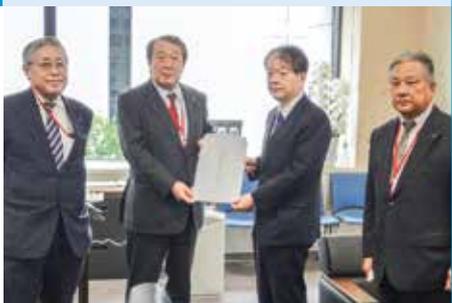


右手前から 重藤課税部長、可部国税庁長官、鍮水次長
左手前から 飯野税制委員長、小林会長、松崎専務理事

総務省

10月19日

自治税務局長
稲岡 伸哉氏



左から 松崎専務理
事、飯野税制委員長、
稲岡自治税務局長、
田中税制副委員長

中小企業庁

10月21日

長官
前田 泰宏氏
事業環境部長
飯田 健太氏



右から 飯田事業環
境部長、飯野税制委
員長、松崎専務理事、
田中税制副委員長

中小企業向けの法人税の 軽減税率は2年延長、 固定資産税は据え置きなど

政府は、令和2年12月21日に令和3年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた法人税の軽減税率の特例の適用期限の延長は実現され、固定資産税や産業競争力強化に係る措置などウィズコロナ・ポストコロナを意識した税制改正となりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

デジタルトランスフォーメーション 投資促進税制の創設

青色申告法人が事業適応計画について産業競争力強化法の認定を受け、令和5年3月31日までに事業適応計画の実施のためのソフトウェア等の新設・増設などを行った場合に、取得価額の30%の特別償却が取得価額の3%の税額控除が認められます。なお税額控除は、グループ外の事業者とデータ連携する場合には5%に引き上げられます。

研究開発税制の見直し

総額に係る税額控除制度については、税額控除率の下限を6%から2%に引き下げ、上限を10%から14%に引き上げられます。

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度のうち、基準年度に比較して売上が2%以上減少し、試験研究費が基準年度を超える場合に、控除税額について当期の法人税の5%が上乘せされます。

所得拡大税制の見直し

青色申告法人が令和3年4月1日から令和5年3月31日までに開始する各事業年度に、新規雇用者給与等支給額の新規雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上の場合、控除対象新規雇用者給与等支給額の

15%を税額控除できる制度となります。なお、教育訓練費の増加割合が20%以上の場合は、控除対象新規雇用者給与支給額の20%まで税額控除が拡大されます。

中小企業向け所得拡大税制は、増加割合1.5%の判定を、継続雇用者給与等支給額の比較から、雇用者給与等支給額での比較へと変更します。また、税額控除率25%になるか否かの判定についても、継続雇用者給与等支給額の比較から、雇用者給与等支給額で比較して増加割合が2.5%以上か否かの判定を行います。

繰越欠損金の控除上限の 特例の創設

青色申告法人が産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受け、事業適応計画に従って事業適応を実施する者の適用事業年度に、令和2年4月1日から令和3年4月1日を含む事業年に生じた欠損金がある場合には、欠損金の繰越控除前の所得の金額の範囲内で損金算入できることとなります。

株式を対価とするM&Aの促進

会社法の株式交付により、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式の交付を受けた場合は、その譲渡した株式の譲渡損益を繰り延べるものとします。

カーボンニュートラルに向けた 投資促進税制の創設

青色申告法人が産業競争力強化法

の中長期環境適応計画について認定を受け、令和6年3月31日までに、その計画に記載された中長期環境適応生産性向上設備(仮称)又は中長期環境適応需要開拓製品生産設備(仮称)を取得した場合に、取得価額の50%の特別償却、あるいは取得価額の5%の税額控除を選択適用できます。なお、税額控除については、温室効果ガスの削減に著しく資するものにあたっては10%に控除額が拡大されます。

中小企業向け税制

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限は2年延長されます。

中小企業投資促進税制について、①不動産業、②物品賃貸業、③料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これに類する事業(生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。)を指定事業に加えて、適用期限が2年間延長されます。

所得税・住民税関係

住宅ローン減税に関する特例措置

住宅ローン減税について13年間利用できる特例が、令和3年1月1日から令和4年12月31日までに居住の用に供した場合まで延長されることになりました。住宅の床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅についても、住宅ローン減税の特例が利用できるようになります。ただし、13年間の控除期間のうち、合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。

同族会社が発行した社債の利子

同族会社が発行した社債の利子・償還金について、法人と特殊の関係のある個人及び親族が受け取る場合は、総合課税の対象となり累進税率が適用されます。令和3年4月1日以後に受け取るものから適用になります。

短期退職手当等

退職手当のうち、勤続年数が5年以下である者が受けるもので、特定役員退職手当に該当しないものを

短期退職手当等とし、収入金額から退職所得控除額を控除して300万円を超える部分には、退職所得の計算の際に2分の1とする措置を適用しないことになります。令和4年分から適用されます。

子育て助成の非課税

国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成について、非課税とします。

消費税関係

課税売上割合に準ずる割合の承認申請

課税売上割合に準ずる割合の承認申請について、課税期間の末日までに提出して、1ヶ月以内で承認を受けることで、提出した課税期間から課税売上割合に準ずる割合が利用できます。

電気ガス供給施設利用権の範囲

調整対象固定資産である電気ガス供給施設利用権の範囲に、電気事業法の配電業者に対して電気供給施設を設けるために要する費用を負担して、電気供給施設を利用して電気の供給を受ける権利が加えられます。

産後ケア事業は非課税

母子健康法の改正により創設される産後ケア事業は、社会福祉事業に類するものとして非課税となります。

20万円以下の国際郵便による輸出

20万円以下の国際郵便で輸出をした場合に、輸出免税の適用を受けるためには、輸出したことを証明する書類として、日本郵便株式会社より交付を受けた郵便物の引受証及び発送伝票の控えの保存が必要となります。令和3年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

相続税・贈与税

国際金融都市に向けた税制上の措置

国内に短期的に居住する在留資格を

有する者、国外に居住する外国人等が、相続開始の時又は贈与の時において国内に居住する在留資格を有する者から、相続・贈与により取得する国外財産には相続税又は贈与税を課さないこととします。

住宅取得資金の贈与

直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の非課税措置について、令和3年4月1日から令和3年12月31日までに契約した場合は、現行と同額で据え置かれます。

省エネ・バリアフリー住宅 消費税率 10%	1,500万円
省エネ・バリアフリー住宅 消費税率 8%以下	1,500万円
上記以外の住宅 消費税率 10%	1,000万円
上記以外の住宅 消費税率 8%以下	500万円

受贈者が贈与を受けた年の合計所得金額が1,000万円以下の場合には、面積要件が緩和され40㎡以上となります。

教育資金の一括贈与制度

教育資金の一括贈与について、贈与者死亡時に残額がある場合に、相続税の対象となります。ただし、受贈者が、①23歳未満である場合、②学校等に在学している場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合は、相続税の対象となりません。

なお、受贈者が孫・ひ孫の場合は2割加算の対象とされます。

結婚・子育て資金の一括贈与制度

受贈者が孫・ひ孫の場合に2割加算の対象とします。受贈者の年齢制限は、20歳以上から18歳以上に引き下げられます。

その他

税務関係書類の押印義務の見直し

納税者の押印が必要とされてきた税務関係書類について、基本的に押印不要となります。押印が必要なものは、①担保提供関係書類及び物納手続関係書類で、実印の押印と

印鑑証明書の添付を求めている書類、②相続税及び贈与税の特例で、財産の分割協議に関する書類だけとなります。

電磁的記録等による保存制度の見直し

承認制度を廃止して、正規の簿記の原則に従って記録されていれば紙への印刷は不要で、電子データのまま保管することが可能となります。令和4年1月1日以後の関係帳簿から適用されます。

訂正等履歴要件及び相互関連性要件など、従来の要件を満たす優良な電磁的記録等の保存を行う旨の届出を提出することで、過少申告加算税が5%軽減されます。令和4年1月1日以後に申告期限が到来するものから適用されます。

スキャナ保存制度

承認制度を廃止して、要件が大幅に緩和されます。会計システムにおいて訂正削除履歴が残る場合は、タイムスタンプも不要となり、2ヶ月以内に入力することが求められます。書類への自署、相互けん制などの適正事務処理要件なども廃止されます。令和4年1月1日以後に保存する書類に適用されます。

固定資産税

令和3年度は、固定資産税の評価替えの年となりますが、土地については、固定資産税の税額が増加する場合には、前年度の税額に据え置く特別な措置が講じられます。なお、評価額が下がった場合は、通常通り減額となります。コロナ禍による対応となります。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK 税理士法人
税理士 飯田 聡一郎

TEL : 03-5363-5958

FAX : 03-5363-5449

H P : <http://www.iida-office.jp/>

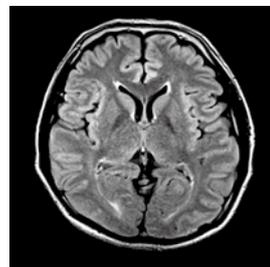
東京法人会連合会



健康ひろば

脳梗塞のお話し

脳梗塞は脳の血管がつまる病気です。半身まひや言語障害が、代表的な症状です。「脳卒中」という病名もあり、「脳梗塞」とどこが違うのかわからないといった声を耳にしますが、「脳卒中」は脳梗塞だけでなく、脳出血やくも膜下出血などを含めた総称です。「脳卒中」の中で「脳梗塞」は65%を占め、増加傾向にあります。最近では、新型コロナウイルスとの関係も取りざたされています。



脳梗塞の最近のトピックスといえば、カテーテル治療の進歩です。カテーテル治療により、血管内にできた血栓を回収するのです。これまでは、脳梗塞を発症し、4.5時間以内ならばtPAというお薬を使うことができました。最近の研究では、24時間以内でしたら、カテーテル治療により、さらに症状が良くなる方がいらっしゃることがわかってきました。脳梗塞は、いかに早く病院を受診するかがポイントです。

最後に、脳梗塞と食事に関する話題です。よく「私は脳梗塞の薬を飲んでいるので、納豆は食べてはいけないんですよ」とおっしゃる方がいます。納豆を食べてはいけないのは、ワーファリンというお薬を飲んでいる方だけです。

一般的な脳梗塞のお薬、たとえばプラビックス（クロピドグレル）やバイアスピリンといった薬は、納豆を食べても差し支えありません。また、ワーファリンも納豆を食べても良い薬に変更が可能です。ご希望の方は主治医の先生にご相談ください。

また、グレープフルーツを食べてはいけないと思っらっしゃる方も多いようです。グレープフルーツを食べてはいけないのは血圧の薬の中で「カルシウム拮抗薬」（アダラートやアムロジピン）を飲んでいる方です。

細かい点は、薬局で問い合わせてください。

春山記念病院 脳神経外科 小林 聡



業態の確認

喫茶店-その②-

調査官は調査対象の喫茶店に臨場し、さっそく責任者に当店のコーヒーはドリップ方式か、サイフォン方式かの確認を始めました。ドリップ方式とのことなので、まずコーヒーを点てている現場を見せてもらうことにしました。これを業界では「現場確認」といいます。ちょうど点てるところだったので、それを見ながら調査官は矢継ぎ早に質問をしています。



お店ではコーヒーの粉1kg当たり、何杯のコーヒーを淹れていますか？



閉店時間にコーヒーが余ってしまった場合はどうされますか？



約100杯というところですね。



廃棄処分をしています。



金属のやぐらを組んで、ろ紙を上巻き、コーヒーの粉をその中に入れて熱湯を注ぐ方法ですか。通称ドリップバケツで受けるのですよね？



そうですか。以前、他の喫茶店に調査に伺った際に、翌日に沸かし直して流用しているのが一般的だと聞いたことがあるのですが？



その通りです。詳しいですね。



……。

調査官は使ったドリップバケツを持って来てもらいました。よく見るとドリップバケツの内側に渋のような線がくっきり残っています。毎日、同じ分量をとっているため跡がついているのです。実際に計測してみたところ、コーヒーの粉1kgから約140杯がとれました。開差は約40杯、単価が500円とすれば1回分のドリップで約2万円の売上計上もれが想定されます。1日何回ドリップしているかで、コーヒーに関する売上計上もれの概算が把握できることが分かりました。

余談ですが、淹れたてのコーヒーと沸かし直しのコーヒーの見分け方があるのをご存じですか。淹れたての場合、ミルクをコーヒーカップの縁に沿って流してみると、表面に薄い膜ができてミルクは沈みません。沸かし直しはドボンと落ちます。

調査官は別の日の開店直後にこの喫茶店に入店し、これを行っていましたが、ミルクはすぐに落ち

ました。

以上の事実を責任者に説明し、売上計上もれの事実を認めるよう根気よく説得したところ、根拠がここまで明白なことから観念し、売上除外のすべてを調査官に話したそうです。周到的な事前準備と徹底した実態確認の成果が実を結んだ事案でした。

ちなみに、現金商売の調査の場合、帳簿調査だけでは実態を把握するのが難しいので、レジの管理状況等を営業時間帯や曜日ごとに観察するために客として店舗に臨場し、時間をかけて情報収集を行うのが必須となっています。

「特定の時間帯だけ色違いの売上傳票を使用していたが、この色違いの売上傳票は破棄されており、実地調査の段階では現物が無かった」という事例も実際にありました。

牧野義博 (まきの・よしひろ)

東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には「ザ・税務調査1～3」「税務トラブルと債務の確定」(大蔵財務協会)ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。



令和2年分

確定申告

ご来場を検討されている方へ
～感染リスク軽減のための税務署からのお願い～

密を避ける

スマホ・パソコンで
(e-Tax)

→ **ご自宅** から
申告 できます

密を作らない

確定申告会場への
入場には**整理券**が必要

→ **各会場**で**当日配付**します
→ **LINE** から
事前発行もできます



申告書の作成手順は
国税庁の動画サイトで
ご案内しています



税
務
た
職
ば
員
確定申告に関する疑問は
AIチャットボットの
ふたばにご相談ください

詳しくは国税庁ホームページを
ご覧ください。

確定申告 検索

皆様のご理解とご協力をお願いします。

申告 納税	所得税および復興特別所得税 贈与税 消費税および地方消費税 (個人事業主)	令和3年 4/15(木) まで延長
----------	--	--------------------------------

各都道府県・各市区町村へお問合せください



新宿税務署・四谷税務署・中野税務署からのお知らせ

所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税、
贈与税の申告書作成会場を、「ルミネゼロ」に開設します。

会場 LUMINE 0 «ルミネ ゼロ»
(渋谷区千駄ヶ谷5-24-55 NEWoMan 5階)
期間 令和3年2月16日(火)から3月15日(月)まで
(土、日及び祝日を除く。ただし、2月21日(日)、2月28日(日)は開場します。)
※この開設期間には、各税務署内に申告書作成会場はありませんので、ご了承願います。
時間 受付/午前8時30分から午後4時まで
相談/午前9時15分から

- ◇ 申告書作成会場の混雑回避のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。
- ◇ 入場整理券の配付状況に応じて受付を早めに締め切る場合があります。
- ◇ 公的年金を受給されている方は、上記開設期間の前でも各税務署にて相談を受け付けております。
- ◇ 申告書等の提出のみの場合は、郵送にてご提出ください。



JR新宿駅新南エリア直結
甲州街道改札を出て右折、又は、新南改札を出て左折
エスカレーターで5階へ

税務署・都道府県・市区町村 (お問合せ先) 新宿税務署 Tel 03-6757-7776 四谷税務署 Tel 03-3359-4451 中野税務署 Tel 03-3387-8111

新宿都税事務所からのお知らせ

法人二税・事業所税の 申告書等の事前送付物を変更します

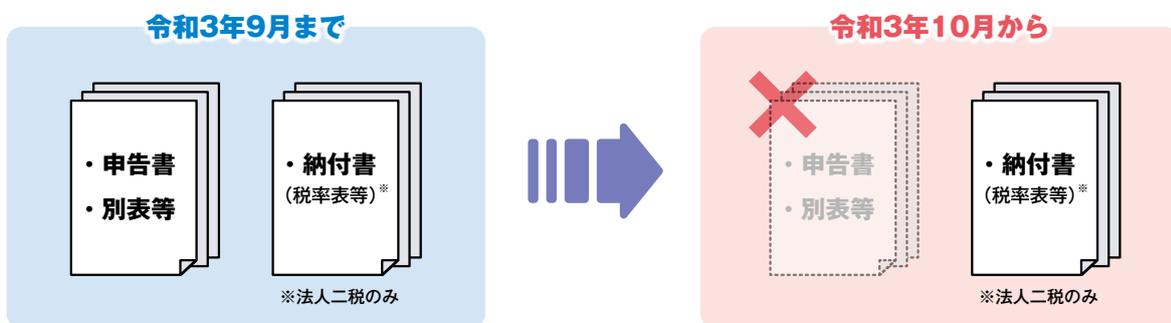
令和3年10月以降の申告書等事前送付物（プレプリント申告書）から、東京都にeLTAXの利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の送付を取りやめます。

なお、納付書（法人二税については税率表等も含む。）については、従前どおり送付します。

時期 ▶ 令和3年10月送付分から

対象者 ▶ 電子申告利用事業者
(東京都にeLTAXの利用届出を提出した事業者)

変更点 ▶ 申告書・別表等の送付を取りやめ、納付書のみ送付します。
(法人二税については、納付書とあわせて税率表等も送付します。)



- 申告書、別表は東京都主税局ホームページ (<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/kakusyuyoshiki.html>) からダウンロードできます。
- 電子申告利用の手続については、eLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

お問合せ先

○法人二税 (新宿区・中野区・杉並区所管)
○事業所税 (新宿区・目黒区・世田谷区・渋谷区・中野区・杉並区・豊島区・板橋区・練馬区所管)
新宿都税事務所 03-3369-7151(代)

自動車の移転手続き・廃車手続きはお済みですか？

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検車証（車検証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。自動車を譲渡したときは移転登録、廃車したときは抹消登録の手続きが必要です。管轄の運輸局又は自動車検査登録事務所で令和3年3月31日までに手続きをお済ませください。

お問合せ先

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066



東京都新宿都税事務所（相談広報担当）
新宿区西新宿7-5-8 (03-3369-7151)



主税局公式 Twitter は、
こちらからどうぞ！



女性部会
主催

新宿税務署副署長 特別講演会 「ニュースで分かる国際課税」

開催日時：令和2年12月4日（金）16：00～17：00
会場：新宿法人会館 3階鍵室
参加人数：21名



新宿税務署 副署長
大野 繁 氏

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、残念ながら年末交流会は中止となりましたが、副署長特別講演会は感染対策を徹底し、大野副署長を講師にお招きして開催することができました。

大野副署長は京橋税務署、川崎南税務署、東金税務署でお仕事をされ、一番長きにわたってお仕事されたのは東京国税局調査部とのことでした。

また、新宿税務署の前任は税務大学校で国際課税の講義を担当されていたこともあり、近年、経済社会のグローバル化にあって、身近になってきた国際課税の問題をH30年4月の新聞記事「ソフトバンク939億円申告漏れ」を取り上げ今回、お話いただきました。

ソフトバンクグループ（SBG）は海外（米国）企業を買収。この企業の子会社はペーパーカンパニーであり、タックスヘイブン（租税回避地）に所得を移し日本で支払う

税金を減らそうとしたのではないかと。国税局は「タックスヘイブン対策税制」の対象と認定し、その子会社の所得はSBGの所得と合算すべきと判断、後に修正申告をしたという問題でした。

タックスヘイブン“租税回避地”とは、支払う税金を減らす目的で利用される、税の負担の少ない地域のことをいう。この申告漏れの構図をスライドで分かりやすく解説いただきました。

女性部会の川名部会長、藤澤副会長のご挨拶の言葉にもありましたが、「コロナで集まりができなくなってさみしいです」は参加者の誰もが思っている気持ちです。思いもよらないコロナ禍のなか、三密を避け小人数の集まりになりましたが、学びの場ができましたことに感謝申し上げます。（文：女性部会 副部会長 村山 奈津江）



従業員の退職金準備は

特 退 共

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度（中退共）と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- ✓ 東京法人会連合会（東法連）が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ✓ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ✓ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ✓ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>



会員限定
3,000社へ
ダイレクトに
PR!

チラシ同封サービス



会員支援特別企画!!

新型コロナウイルスの影響で売上が減少する会員企業が多い中、
当会では、**会員支援策として会員企業約 3,000 社の経営者や従業員にダイレクトにPR**できる「チラシ同封サービス」を行っています。
未だ収束が見えない状況のため、**会員支援特別割引期間を延長**いたします。
是非、この機会にお試しください!

封入料金

1回 **10,000**円(税込)

追加1枚 **3,000**円(税込)

※特別企画につき回数割引はありません

▶封入条件

(公社)新宿法人会の会員で、当会ホームページに掲載の「同封チラシに関する一般ガイドライン」に同意された方

※同封チラシガイドラインに従って封入をお断りする場合があります

▶封入枚数

1回あたり1社2枚まで(A4サイズ以下)
ただし、見開きA3サイズはA4サイズ2枚とみなします

▶お申込みからチラシ納入までの流れ

希望される同封チラシ(見本でも可)をメールまたは郵送で法人会事務局に送付

同封チラシガイドラインなどに従って審査及び結果連絡
※審査には1~3営業日かかります

封入希望月の前月20日頃までに、当会指定先へ印刷したチラシ(3,000部)をお送りください

▶**発送時期** 奇数月の1日~7日頃に広報誌 SHINJUKU とともにポスティングによる配送

▶**対象期間** 令和3年5月~令和4年3月

お申込み・お問合せ

(公社)新宿法人会 事務局

☎ 03-3371-3821 ✉ info@shinjuku-hojinkai.or.jp

法人名	住所	事業内容	所属支部
株式会社 アセットコネクションズ	新宿6-7-1	不動産業	歌舞伎町・新宿北支部
株式会社 オベリイ	新宿6-28-10		歌舞伎町・新宿北支部
協立情報通信 株式会社 新宿支店	西新宿1-3-13	情報通信業	西新宿第1支部
株式会社 翔栄クリエイト	西新宿1-8-1	建設業ほか	西新宿第1支部
株式会社 昭和クリエイト	西新宿3-9-3	建設業	西新宿第2支部
株式会社 ライフイノベーション	西新宿6-15-1	動画制作、映像制作	西新宿第3支部
三井住建道路 株式会社	西新宿6-24-1	建設業	西新宿第3支部
ヴィマージ 株式会社	西新宿7-1-7	IT人材派遣業	西新宿第4支部
税理士法人 石井会計	西新宿7-18-18	税理士業	西新宿第5支部
株式会社 HeartMind	北新宿2-6-9	不動産関連事業	北新宿支部
合同会社 鷹金中村工業	北新宿2-13-2	建設業 足場・解体・基礎工事	北新宿支部
株式会社 Fortunate garden	北新宿3-14-6	造園業	北新宿支部
合同会社 アレックス	百人町1-23-17	文化教室の経営、通信販売業	百人町支部
株式会社 ディエムシー	百人町2-1-6	経営コンサルティング	百人町支部
瓜生田建設 株式会社	百人町2-5-5	建設業	百人町支部
合同会社 未来	百人町2-26-16	介護保険法に基づく居宅介護支援事業	百人町支部
特定非営利活動法人 ルーツ支援センター	大久保2-1-1	居宅介護支援事業所	大久保支部
S&J 株式会社	高田馬場3-37-1	小売	高田馬場西支部
有限会社 インコントロイデアール	下落合2-14-10		下落合第1支部
山上 恭子	千代田区五番町12-4	生損保保険業	地区外
株式会社 予防会	港区赤坂4-14-14	管理医療機器販売	地区外
株式会社 志	矢来町100番地	介護福祉事業	地区外
株式会社 呂都	沖縄市中央2-23-2	建設業・サービス業	地区外



労務を取り巻く環境に大きな変化が起きているご時世、就業規則も自社の環境や社会情勢に合わせて戦略的に作成することが重要です。

働き方改革の号令のもと、時間外労働の削減や年間5日間の年次有給休暇の取得も義務化されるなど、各企業でも人事・労務政策の大転換が求められています。働き方改革の実現には生産性の向上が至上命題となります。会社は、優秀な従業員が働きやすい環境を構築すると同時に、社内秩序の維持にも神経をとがらすことも必要です。これには労務管理が大切で、その労務管理のための具体的なルールを定めたものが就業規則です。本書では20の「トラブル事例」と「トラブル防止のポイント」を解説しています。

- 就業規則未整備による思わぬ労務トラブル実例
- 就業規則整備の具体的なポイント
- 就業規則運用で大切なポイント



法人会から小冊子プレゼント

ご希望の方は法人会事務局(平日午前9時～午後5時)まで、メール、FAXまたは電話にてお申込ください。
 (1) 申込者名(法人の場合は、会社名とご担当者名)
 (2) 連絡先 TEL・FAX
 (3) 小冊子郵送先住所
 (4) 希望の小冊子名及び必要部数
 ※1タイトルにつき2冊まで
 以上をお知らせください。本の引き渡しはメール便にて対応させていただきます。

先着100名様

その他の小冊子もプレゼントしております。詳しくは新宿法人会ホームページをご覧ください

新宿法人会

検索

FAX 03 (3371) 3834
 TEL 03 (3371) 3821
 info@shinjuku-hojinkai.or.jp



中小企業向け投資促進税制等の見直しや中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設などの主要改正事項を収録。図表やイラストを用い解説。

令和3年度の税制改正は、新型コロナウイルス感染症の爆発的な感染拡大の防止に注力しつつ、社会経済活動との両立を図ることが重視されています。経済活動の観点で見ると、研究開発税制の見直し、新規雇用者に着目した見直しやその要件緩和など。また新たにデジタルトランスフォーメーションやカーボンニュートラルに向けた企業投資を促進する税制が創設されます。また、個人関係では、住宅ローン控除の特例の延長や納税環境整備としては税務関係書類における押印の義務化が廃止されるなど改正案の内容を解説しています。

- 法人にかかる税制はここが変わる!
- 個人にかかる税制はここが変わる!
- 土地・住宅にかかる税制はここが変わる!
- 相続・贈与にかかる税制はここが変わる!
- その他の税制はここが変わる!



今後の法人会イベント

3月

時 間	名称：内容	会 場	オンライン配信
16日(火) 19日(金)	決算法人説明会 (2日間とも同一内容) 講師：東京税理士会新宿支部税理士、新宿税務署担当官	—	○
24日(水)	新設法人説明会 講師：新宿税務署担当官	法人会館3階	—

4月

時 間	名称：内容	会 場	オンライン配信
13日(火)	決算法人説明会 講師：東京税理士会新宿支部税理士、新宿税務署担当官	法人会館3階	○
15日(木)	やさしい源泉所得稅講座 講師：新宿税務署担当官	//	○
16日(金)	やさしい消費稅講座 講師：東京税理士会新宿支部税理士	//	○
27日(火)	新設法人説明会 講師：新宿税務署担当官	//	—

BOOK REVIEW

紀伊國屋書店
ブックソムリエが選ぶ **おすすめ本**



ケーキの切れない 非行少年たち (新潮新書)

出版社：新潮社 著者：宮口 幸治

児童精神科医であり、少年院で指導に当たっていた著者が罪を犯した少年たちに「反省」という事が出来ない子どもが沢山いると気づく。

知的障害に含まれないグレーゾーンの認知力が低い子どもたちが、自分にあった教育環境が得られず成長したケースでは、社会との関わりが広がって来る少年～青年期に本人に悪いと自覚がないまま周囲と溶け込めず、結果的に犯罪行為をしてしまうのでは無いか。

少年院で著者が直面した実態と「反省」が出来ないという事の説明は興味深い。最終章では学校の早い段階から普通教育以外のトレーニングを組み込む事を推奨している。

知能検査では図りきれないものがあると教えられる。

認知機能のトレーニングについて考えるきっかけとなる1冊。

紀伊國屋書店 <https://www.kinokuniya.co.jp/>

珈琲たいむ

coffee time



2020年はコロナに明け、コロナに暮れた一年でした。そのような中であっても、日本は「はやぶさ2」のプロジェクトを6年の歳月をかけて成功させるという快挙を成し遂げました。「はやぶさ2」は、2014年12月に打ち上げられ、3年半後の2018年6月に小惑星リュウグウに到着。1年半にわたって探査を実施し、その間に2回の着地とサンプル採取に成功しました。2019年11月に地球を目指して帰路に着き、1年半後リュウグウの砂や石の入ったカプセルを切り離して、地球に送り届け(2020年12月)、本体は次のミッションである小惑星探査の旅に再び出発しました。

世界がコロナ感染拡大で苦しんでいなかったら、世界中で大きな話題になっていたことは間違いありません。

今年はいよいよ持ち帰ったリュウグウの砂や石から、地球の生命の起源や太陽系の成り立ちに迫るデータが見つかることでしょう。

2003年に打ち上げられ、数々の難題を乗り越えて地球に帰還した「初代はやぶさ」から17年。まさに日本人好みの地道にコツコツやり遂げる「プロジェクトX」型の大成功です。

このニュースは多くの日本人に感動と誇りと夢を与えてくれました。ありがとう、「はやぶさ2」！ありがとう、JAXAの科学者、製造に携わった事業者の皆さん！

是非一度、「はやぶさ2」のHPを訪ねてみてください。2031年7月の次のミッションのために、地球を遠く離れてゆく「はやぶさ2」が、いま宇宙のどこを旅しているのか、一秒ごとに(現在秒速6km)よく分かりますよ。(早起き男)

SHINJUKU 2021
第212号 3

2021年3月1日発行

(発行所) 公益社団法人 **新宿法人会**
東京都新宿区北新宿 1-19-19
TEL 03-3371-3821 (代)
FAX 03-3371-3834

<https://shinjuku-hojinkai.or.jp>

(発行人) 会長 高野 吉太郎
(編集) 広報委員長 稲葉 和久
(デザイン・印刷)

有限会社 J-ART

イベント予定

新宿法人会会員の皆様へ

即日診断

日・祝受診可

リニューアルオープンのご案内

2021年4月12日 新宿住友ビル 6階から3階へ

- ① 内視鏡検査室を増設
- ② MRI・CTの最新機種を導入
- ③ スマートなメディカル・ナビゲーションを導入

検査コース	特別料金	一般料金
一日コース	40,000円	47,619円
一泊コース	65,000円	70,000円
脳ドック	47,000円	50,000円
成人病健診	22,857円	24,762円
法定健診	11,429円	12,381円
入社健診	11,429円	12,381円



各種オプション検査をより一層充実します。併せてご利用くださいませ。

※画像はすべて完成イメージ図です。



お申し込み・お問い合わせ

●全国健康保険協会けんぽ・日本病院会・日本総合健診医学会・健康保険組合連合会 各指定
〒163-0203 東京都新宿区西新宿 2-6-1
新宿住友ビル3階(都庁隣り)

医療法人社団・成山会 **楠樹記念クリニック**
NANJUKINEN CLINIC

Tel:03-3344-6666 Fax:03-3348-0126

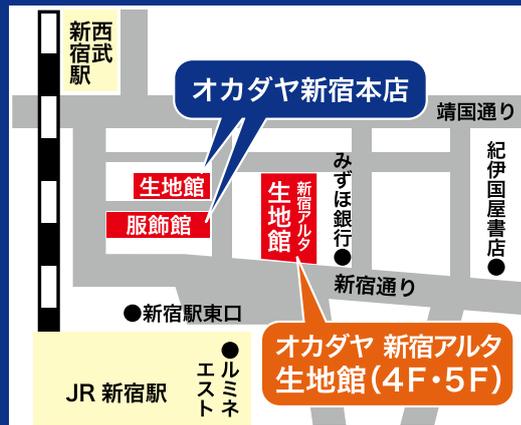
<https://www.nanju.or.jp>



手作りの素 あれ、これ、それが500,000点。

生地・手芸材料専門店

okadaya
SHINJUKU



オカダヤ新宿本店 新宿区新宿3-23-17 tel. 03-3352-5411 (大代表)



申告時に提出する「法人事業概況説明書」に
『新宿法人会 会員』と記入しよう♪



新宿法人会は e-Tax を推進しています